

答 申

第1 審査会の結論

宮城県知事の決定は妥当である。

第2 異議申立てに係る経過

1 異議申立人は、平成18年4月13日、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。平成19年宮城県条例第17号による改正前のもの。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、宮城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「宮城県で行われた第6回介護支援専門員実務研修受講試験に関して、県（保健福祉部介護保険室介護保険推進班）が行った調査結果及び調査内容を記載した一切の文書」について開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、次のもの（以下「本件行政文書」という。）を特定した。

(1) 平成17年6月21日付け電話受理箋^{せん}及び添付資料

- イ 電話受理箋^{せん}（2枚）
- ロ 介護支援専門員登録台帳（1枚）
- ハ 介護支援専門員実務研修受講試験受験申込書（1枚）
- ニ 実務経験（見込）証明書（3枚）
- ホ 修了証書（1枚）
- ヘ ファクシミリ送信票（1枚）
- ト 受験資格に関する資料（2枚）

(2) 平成17年7月21日付け公用電話発信票（1枚）

(3) 平成17年12月16日付け対応記録票（1枚）

(4) 備忘録（(3)及び(5)に関する）（1枚）

(5) 平成17年12月19日付け対応記録票（1枚）

(6) 平成18年2月22日付け復命書及び添付資料

- イ 復命書（4枚）
- ロ 介護保険法施行令の抜粋資料（1枚）
- ハ 受験資格に関する資料（2枚）

- ニ ファクシミリ送信票 (1 枚)
- (7) 平成18年 2 月27日付け対応記録票及び添付資料
 - イ 対応記録票 (1 枚)
 - ロ 実務経験 (見込) 証明書 (3 枚)
- (8) 平成18年 3 月 2 日付け対応記録票及び添付資料
 - イ 対応記録票 (1 枚)
 - ロ スケジュール帳 (3 枚)
 - ハ 厚生労働省あてメール (案) (1 枚)
- (9) 備忘録 ((8)に関する) (1 枚)
- (10)平成18年 3 月 6 日付け厚生労働省あてメール (1 枚)
- (11)平成18年 3 月 6 日付け厚生労働省からのメール (1 枚)
- (12)平成18年 3 月 7 日付け厚生労働省あてメール (1 枚)
- (13)平成18年 3 月10日付け厚生労働省からのメール (1 枚)
- (14)平成18年 3 月29日付け復命書及び添付資料
 - イ 復命書 (3 枚)
 - ロ 平成18年 3 月 6 日付け厚生労働省からのメール (1 枚)
 - ハ 平成18年 3 月 6 日付け厚生労働省あてメール (1 枚)
 - ニ 平成18年 3 月10日付け厚生労働省からのメール (1 枚)
 - ホ 平成18年 3 月 7 日付け厚生労働省あてメール (1 枚)
 - へ 介護支援専門員の実務経験の疑義に係る対応に関する資料 (2 枚)
 - ト 介護保険法施行令の抜粋資料 (1 枚)
 - チ 受験資格に関する資料 (1 枚)
 - リ 平成18年 2 月22日付け復命書 (2 枚)
 - ヌ ファクシミリ送信票 (1 枚)
- (15)平成18年 3 月30日付け部長説明資料
 - イ 相談事項に対する弁護士の見解及び今後の対応 (1 枚)
 - ロ 介護支援専門員の実務経験の疑義に係る対応に関する資料 (2 枚)
 - ハ 相談事項に対する弁護士の見解 (1 枚)
 - ニ 介護保険法施行令の抜粋資料 (1 枚)
 - ホ 介護支援専門員の実務経験の疑義に係る対応に関する資料 (1 枚)
 - へ 厚生労働省とのメールによる確認事項の資料 (1 枚)
- (16)平成18年 4 月 4 日対応記録票 (1 枚)
- (17)備忘録 ((16)に関する) (1 枚)

その上で、本件行政文書について、部分開示決定 (以下「本件処分」とい

う。)を行い、一部について開示しない理由を次のとおり付して、平成18年4月27日、異議申立人に通知した。

条例第8条第1項第2号該当

本件行政文書には、個人の氏名、住所等が記載されており、これらは、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため。

条例第8条第1項第3号該当

本件行政文書には、法人の名称等の情報が記載されており、これらは、公開することにより、当該法人の正当な利益が損なわれると認められるため。

条例第8条第1項第7号該当

本件行政文書には、県が行った調査に関する情報が記載されており、これらは、当該事務事業の性質上、公開することにより、当該事務事業又は将来の事務事業の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生じると認められるため。

- 3 異議申立人は、平成18年6月27日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書等の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 条例第8条第1項第2号の該当性について

本件行政文書に、氏名、連絡先等の個人識別情報が含まれていることは争わない。しかし、調査協力者等の証言した内容の中に、特定の個人を識

別する情報が含まれているとの点については争う。この点は、貴審査会においていわゆるインカメラ方式による審査によって、厳格に個人識別に足りる情報かどうかを判断されたい。

特に実施機関において、実務経験証明書を発行した法人の名称等については、通報の対象となった介護支援専門員の勤務先、職歴等に関する情報として第2号に該当すると主張するが、実務経験証明書を発行した法人の名称等については、第2号ただし書イの「慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」というべきである。なぜなら、実務経験証明書を発行した法人の名称等については、対外的に顕名で証明する意思を表明しているのであり、慣行として公開することが予定されていると解すべきである。そうでなければ、証明書の信憑^{びよう}性すら担保できない。実務経験証明書の証明事項や当該法人の名称、代表者名、連絡先及び法人代表者等の証言内容といった事柄については、第2号ただし書イに該当するから公開すべきである。

(2) 条例第8条第1項第3号の該当性について

実施機関は、本件行政文書には公益通報者の属する法人の名称及び連絡先などの情報が記載されており、これらの情報が公開されれば、法人の名誉や社会的評価が損なわれると認められ、第3号に該当すると主張するが、そもそも、異議申立人はこの公益通報者から依頼を受けて調査をしているのであり、法人の名称及び連絡先などの情報は知っている。そこで、公益通報者に関する情報のみを非開示とするのであれば、特に異議は差し挟まない。しかし、実務経験証明書を発行した法人に関しては、実務経験に関する限り、対外的に証明する意思を表明しているのであり、その証明内容真実の真偽については、社会的批判や評価を受けて当然である。実務経験証明書の証明事項や当該法人の名称、代表者名、連絡先及び法人代表者等の証言内容といった事柄については、第3号の該当性は否定されるべきである。

(3) 条例第8条第1項第7号の該当性について

本件行政文書に県が弁護士に対して行った相談内容等が記載されているかどうかは不知である。しかし、仮にこれらの情報が記載されているとしても、「^{きたん}忌憚のない助言を行うことができなくなり、ひいては必要な助言が弁護士から十分得られなくなる」との主張は争う。県という公の団体からの相談であれば、当然弁護士は法と正義に基づいて十分な助言をするは

ずである。第三者に見られて困るような助言はしないはずであり，県の事務事業の執行に支障が生じる可能性はない。

また，調査協力者等が証言した内容が記載されているかはどうかは不知であるが，仮にこれらの情報が記載されているとしても，第2号該当性において，当該協力者等の個人識別情報部分を非開示としているのであるから，その者の信頼を裏切ることにはならず，県の事務事業の執行に支障が生じるおそれはない。

よって，いずれにせよ，第7号の該当性は否定されるべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書等において述べている内容を総合すると，おおむね次のとおりである。

(1) 条例第8条第1項第2号の該当性について

本件行政文書には，通報者の氏名，連絡先のほか，通報の対象となった介護支援専門員の氏名，住所，登録番号，勤務先，職歴，県の調査の協力者の氏名や，試験実施機関である宮城県社会福祉協議会職員の氏名などの情報が記載されている。

これらの情報は，特定の個人が識別され，又は識別され得る情報であり，条例第8条第1項第2号本文に該当するものである。

また，調査協力者等が証言した内容の中には，特定の個人を識別する情報をマスキングしてもなお当事者の権利利益が害されるおそれのある情報があり，同様に条例第8条第1項第2号本文に該当するものである。

(2) 条例第8条第1項第3号の該当性について

本件行政文書には，公益通報者の属する法人の名称及び連絡先などの情報が記載されている。

これらの情報が公開されれば，法人の名誉や社会的評価が損なわれると認められ，条例第8条第1項第3号本文に該当するものである。

(3) 条例第8条第1項第7号の該当性について

本件行政文書には，県が弁護士に対して行った相談内容及び弁護士の見解が記載されている。こうした情報が公開されることになれば，弁護士が県に対して忌憚きたんのない助言を行うことができなくなり，ひいては必要な助言が弁護士から十分得られなくなるなどにより，県の事務事業の執行に支

障が生じるものである。

また、調査協力者等が証言した内容が記載されており、情報を県に提供するにあたって、調査協力者等はその内容が公開されることを予定しておらず、こうした情報が公開されれば、今後同種の調査に十分な協力が得られなくなり、県の事務事業の執行に支障が生じるものである。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実に推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈・運用されなければならない。

当審査会は、この原則公開の理念に立って、条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

2 本件行政文書について

本件行政文書は、平成15年度に実施された第6回介護支援専門員実務研修受講試験に関して、平成17年6月、実施機関に「受験資格のないものが受験し、合格したのではないか」との通報があったことから、実施機関が調査を行った一連の内容が記載されているもので、具体的には、通報者から聞き取った内容、通報対象者の資格に関する情報（介護支援専門員名簿、受験申込書、実務経験証明書、資格の修了証書など）、通報対象者が以前勤務していた法人での聞き取り調査結果、試験実施機関からの聞き取り調査結果、通報に係る実施機関の弁護士相談記録、通報対象者本人からの聞き取り調査結果、国の行政機関（厚生労働省）に対する受験資格に関する照会及びその回答、通報に対する実施機関の対応方針、通報者への調査結果の回答などが記載されている。

3 条例第8条第1項第2号、第3号及び第7号該当性について

条例第8条第1項第2号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開する

ことにより、なお個人の権利利益が害されるおそれのあるもの」を非開示事由として規定している。また、条例第3条第1項後段は、実施機関に対し、個人に関する情報が十分保護されるよう最大限の配慮を義務付けている。

しかし、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報の中にも、例外的に開示すべき情報があり、条例第8条第1項第2号ただし書は、「イ 法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」又は「ロ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び公社の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、同号本文に該当する場合であっても、行政文書を開示しなければならない旨を規定している。

次に、条例第8条第1項第3号本文は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるもの」に該当する情報が記録されている行政文書を除き、実施機関は、行政文書の開示をしなければならない旨を規定している。また、同号ただし書は、「事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」が記録されている行政文書については、同号本文に該当する場合であっても、行政文書の開示をしなければならない旨を規定している。

なお、同号本文に規定する「権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるもの」とは、生産技術、営業、販売上のノウハウに関する情報若しくは経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する情報であって、公開することにより、法人等若しくは事業を営む個人の事業活動が損なわれると認められるもの又は公開することにより、法人等

若しくは事業を営む個人の名譽，社会的評価，社会活動の自由等が損なわれると認められる情報をいうと解される。

次に，条例第8条第1項第7号は，「県の機関，県が設立した地方独立行政法人，公社又は国等の機関が行う検査，監査，取締り，争訟，交渉，渉外，入札，試験その他の事務事業に関する情報であって，当該事務事業の性質上，公開することにより，当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり，又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生じると認められるもの」に該当する行政文書を除き，実施機関は，行政文書を開示しなければならないと規定している。

以下において，本件行政文書の非開示部分が，条例第8条第1項第2号，第3号及び第7号に該当するかどうかについて，個別に検討する。

(1) 平成17年6月21日付け電話受理箋^{せん}及び添付資料

イ 電話受理箋^{せん}

この文書には，件名，受信日時，発信者名，受信者名，受信内容等が記載されているが，非開示とされているのは発信者欄及び受信内容欄に記載されている

(イ) 通報者の氏名

(ロ) 通報者の所属団体名，電話番号及び所属団体の内部情報

(ハ) 通報対象者の氏名，生年月日及び資格の登録番号

(ニ) 通報対象者の現在及び過去の勤務先の名称，所在地並びに勤務先での勤務状況

である。

これらのうち，実施機関が条例第8条第1項第2号に該当するとして非開示としたのは，上記(イ)，(ハ)及び(ニ)であるが，当該部分については，通報者及び通報対象者の「個人に関する情報であって，特定の個人が識別され，若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが，公開することにより，なお個人の権利利益が害されるおそれのあるもの」と認められ，同号本文に該当し，また，同号ただし書のいずれにも該当しないことから，非開示とすることが妥当である。

次に，実施機関が条例第8条第1項第3号に該当するとして非開示としたのは，上記(ロ)であるが，今回の通報は通報者が所属している団体として実施機関に対し調査を申し入れており，団体として通報したこと

が公開されることにより，社会的評価が損なわれるおそれがあると認められ，同号本文に該当し，また，同号ただし書にも該当しないことから，非開示とすることが妥当である。

次に，実施機関が条例第8条第1項第7号に該当するとして非開示としたのは，上記(イ)，(ロ)及び(ニ)であるが，上記第2号及び第3号該当性について述べたところにより，非開示とすることが妥当と認められるので，同項第7号の該当性は判断しない。

ロ 介護支援専門員登録台帳

この文書には，通報対象者の介護支援専門員登録台帳に登録されている登録番号，登録年月日，氏名，生年月日，住所，修了番号及び修了年月日が記載され，これらすべてが非開示とされている。実施機関は条例第8条第1項第2号に該当するとして非開示としているが，これらについては，通報対象者の「個人に関する情報であって，特定の個人が識別され，若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが，公開することにより，なお個人の権利利益が害されるおそれのあるもの」と認められ，同号本文に該当し，また，同号ただし書のいずれにも該当しないことから，非開示とすることが妥当である。

ハ 介護支援専門員実務研修受講試験受験申込書

この文書は，通報対象者が介護支援専門員実務研修受講試験を受験した際に提出した申込書で，通報対象者の氏名，印影，性別，生年月日，現住所，勤務先の住所及び名称，受験資格に関する事等が記載され，これらすべてが非開示とされている。実施機関は条例第8条第1項第2号に該当するとして非開示としているが，これらについては，通報対象者の「個人に関する情報であって，特定の個人が識別され，若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが，公開することにより，なお個人の権利利益が害されるおそれのあるもの」と認められ，同号本文に該当し，また，同号ただし書のいずれにも該当しないことから，非開示とすることが妥当である。

ニ 実務経験（見込）証明書

この文書は，上記ハに添付されたもので，このうち
(イ) 当該証明書を発行した法人の名称，所在地，事業所名，代表者名及び電話番号

(ロ) 通報対象者の氏名，現住所，当該証明書を発行した法人の事業所での業務期間及び業務日数

が非開示とされている。これらについては，通報対象者の「個人に関する情報であって，特定の個人が識別され，若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが，公開することにより，なお個人の権利利益が害されるおそれのあるもの」と認められ，条例第8条第1項第2号本文に該当する。

なお，異議申立人は「実務経験証明書を発行した法人の名称等については，第2号ただし書イの「慣行として公開され，又は公開することが予定されている情報」というべきである。なぜなら，実務経験証明書を発行した法人の名称等については，対外的に顕名で証明する意思を表明しているのであり，慣行として公開することが予定されていると解するべきである。」と主張している。当該実務経験（見込）証明書は，当該証明書を発行した法人から，介護支援専門員実務研修試験を実施した法人に対して提出されたもので，通報対象者の実務経験を証明しているものであり，いずれの法人も当該情報を一般に公表していることはなく，公表が予定されているものとも認められない。したがって，同号ただし書イに該当せず，さらに同号ただし書ロにも該当しないことは明らかであることから，これらを非開示とすることは妥当である。

ホ 修了証書

この文書は，上記八に添付されたもので，通報対象者が取得した資格の修了証書で，通報対象者の氏名，生年月日，取得した資格の名称等が記載され，これらすべてが非開示とされている。実施機関は条例第8条第1項第2号に該当するとして非開示としているが，これらについては，通報対象者の「個人に関する情報であって，特定の個人が識別され，若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが，公開することにより，なお個人の権利利益が害されるおそれのあるもの」と認められ，同号本文に該当し，また，同号ただし書のいずれにも該当しないことから，非開示とすることが妥当である。

ヘ ファクシミリ送信票

この文書は，上記八，二及びホの文書を保有している社会福祉法人宮城県社会福祉協議会から実施機関へ，上記八，二及びホとともに送付されたもので，当該社会福祉法人の担当者名が非開示とされている。実施

機関は条例第 8 条第 1 項第 2 号に該当するとして非開示としているが、これについては、当該担当者の「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれのあるもの」と認められ、同号本文に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、非開示とすることが妥当である。

ト 受験資格に関する資料（非開示部分なし）

(2) 平成17年 7 月21日付け公用電話発信票

この文書には、受信者名、発信者名、発信日時、報告記録者名、発信内容等が記載されているが、非開示とされているのは、

(イ) 受信者名の一部（通報対象者の過去の勤務先（実務経験（見込）証明書発行者。以下同じ。））

(ロ) 通報対象者の氏名、資格の登録番号及び職歴

(ハ) 通報対象者の過去の勤務先の関係者の状況

(ニ) 通報者の氏名

(ホ) 通報者の所属団体名

である。

これらのうち、実施機関が条例第 8 条第 1 項第 2 号に該当するとして非開示としたのは、上記(イ)、(ロ)、(ハ)及び(ニ)であるが、当該部分については、通報対象者、通報対象者の過去の勤務先の関係者及び通報者の「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれのあるもの」と認められ、同号本文に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、非開示とすることが妥当である。

次に、実施機関が条例第 8 条第 1 項第 3 号に該当するとして非開示としたのは、上記(ホ)であるが、今回の通報は通報者が所属している団体として実施機関に対し調査を申し入れており、団体として通報したことが公開されることにより、社会的評価が損なわれるおそれがあると認められ、同号本文に該当し、また、同号ただし書にも該当しないことから、非開示とすることが妥当である。

次に、実施機関が条例第 8 条第 1 項第 7 号に該当するとして非開示としたのは、上記(ホ)であるが、上記第 3 号該当性について述べたところによ

り、非開示とすることが妥当と認められるので、同項第7号の該当性は判断しない。

(3) 平成17年12月16日付け対応記録票

この文書には、対応者名、対応した実施機関の職員名、対応日時、対応場所、対応した際の聞き取り内容等が記載されているが、非開示とされているのは、

(イ) 対応者の氏名（通報対象者の過去の勤務先の関係者）

(ロ) 対応者の団体名

(ハ) 対応場所（対応者に関連する場所）

(ニ) 通報対象者の氏名及び資格の登録番号

(ホ) 通報対象者の過去の勤務先の名称

(ヘ) 実施機関が聞き取りをした対応者の発言・見解である。

これらのうち、実施機関が条例第8条第1項第2号に該当するとして非開示としたのは、上記(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(ヘ)であるが、当該部分については、通報対象者の「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれのあるもの」と認められ、同号本文に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、非開示とすることが妥当である。

次に、実施機関が条例第8条第1項第3号に該当するとして非開示としたのは、上記(ロ)及び(ハ)であるが、上記第2号該当性について述べたところにより、非開示とすることが妥当と認められるので、同項第3号の該当性は判断しない。

次に、実施機関が条例第8条第1項第7号に該当するとして非開示としたのは、上記(ヘ)であるが、同様に上記第2号該当性について述べたところにより、非開示とすることが妥当と認められるので、同項第7号の該当性は判断しない。

(4) 備忘録（(3)及び(5)に関する）

この文書は、上記(3)及び下記(5)の文書を作成するためのメモ的な文書で、非開示部分の内容は、その実質において上記(3)の非開示部分と重複していることから、判断は上記(3)で述べたとおり非開示とすることが妥当である。

(5) 平成17年12月19日付け対応記録票

この文書には、対応者名、対応した実施機関の職員名、対応日時、対応場所、対応した際の聞き取り内容等が記載されているが、非開示とされているのは、

- (イ) 対応者の氏名（社会福祉法人宮城県社会福祉協議会の担当者名）
 - (ロ) 通報対象者の氏名及び資格の登録番号
- である。

これらは、実施機関が条例第8条第1項第2号に該当するとして非開示としているが、当該部分については、社会福祉法人宮城県社会福祉協議会の担当者及び通報対象者の「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれのあるもの」と認められ、同号本文に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、非開示とすることが妥当である。

(6) 平成18年2月22日付け復命書及び添付資料

イ 復命書

この文書には、実施機関の出張者の役職・職員名、出張期間、出張目的、用務先、出張先での相談内容・相談結果、実施機関の対応に関する事項等が記載されているが、非開示とされているのは、

- (イ) 通報対象者の情報が含まれる相談先の弁護士の発言・見解
- (ロ) 上記(イ)以外の相談先の弁護士の発言・見解
- (ハ) 通報対象者の氏名、居住地、現在の勤務先及び資格の登録番号・登録年度
- (ニ) 通報者の氏名
- (ホ) 通報者の所属団体名及び所属団体の内部情報
- (ヘ) 通報対象者の過去の勤務先の団体名、関係者名及び関係者の状況
- (ト) 通報対象者の過去の勤務先の関係者の証言内容
- (フ) 弁護士への相談内容

である。

これらのうち、実施機関が条例第8条第1項第2号に該当するとして非開示としたのは、上記(イ)、(ハ)、(ニ)、(ヘ)及び(ト)であるが、当該部分については、通報対象者及び通報者の「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識

別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれのあるもの」と認められ、同号本文に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、非開示とすることが妥当である。

次に、実施機関が条例第8条第1項第3号に該当するとして非開示としたのは、上記(ホ)及び(ハ)であるが、(ハ)については、上記第2号該当性について述べたところにより、非開示とすることが妥当と認められるので、同項第3号の該当性は判断しない。(ホ)については、今回の通報は通報者が所属している団体として実施機関に対し調査を申し入れており、団体として通報したことが公開されることにより、社会的評価が損なわれるおそれがあると認められ、同号本文に該当し、また、同号ただし書にも該当しないことから、非開示とすることが妥当である。

次に、実施機関が条例第8条第1項第7号に該当するとして非開示としたのは、上記(イ)、(ロ)、(ト)及び(チ)であるが、(イ)及び(ト)については、上記第2号該当性について述べたところにより、非開示とすることが妥当と認められるので、同項第7号の該当性は判断しない。(ロ)及び(チ)については、実施機関の調査結果を踏まえ、実施機関としての対応方針を検討する上で必要な法的な問題点等を、実施機関の顧問弁護士に対して伺ったもので、それに対する弁護士の発言・見解が記載されている。これらの情報は公開を予定しておらず、これを開示することにより、今後当該弁護士より個別具体の事案に関する率直な意見の提出を求めること、また、今後弁護士一般からの意見の提出を求めることも困難となるおそれがあり、今後の同種の事務事業の円滑な執行に支障が生じられると認められ、同号に該当することから、非開示とすることが妥当である。

ロ 介護保険法施行令の抜粋資料（非開示部分なし）

ハ 受験資格に関する資料（非開示部分なし）

ニ ファクシミリ送信票（非開示部分なし）

(7) 平成18年2月27日付け対応記録票及び添付資料

イ 対応記録票

この文書には、対応者名、対応した実施機関の職員名、対応日時、応

対場所，対応した際の聞き取り内容等が記載されているが，非開示とされているのは，

(イ) 対応者（通報対象者）の氏名及び資格の登録番号

(ロ) 対応者の証言内容

(ハ) 通報対象者の過去の勤務先の団体名，関係者名及び関係者の状況である。

これらのうち，実施機関が条例第8条第1項第2号に該当するとして非開示としたのは，上記(イ)，(ロ)及び(ハ)であるが，当該部分については，通報対象者及び通報対象者の過去の勤務先の関係者の「個人に関する情報であって，特定の個人が識別され，若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが，公開することにより，なお個人の権利利益が害されるおそれのあるもの」と認められ，同号本文に該当し，また，同号ただし書のいずれにも該当しないことから，非開示とすることが妥当である。

次に，実施機関が条例第8条第1項第7号に該当するとして非開示としたのは，上記(ロ)及び(ハ)であるが，上記第2号該当性について述べたところにより，非開示とすることが妥当と認められるので，同項第7号の該当性は判断しない。

ロ 実務経験（見込）証明書

この文書は，上記(1)二の文書と同様のものであり，判断は上記(1)二で述べたとおりである。

(8) 平成18年3月2日付け対応記録票及び添付資料

イ 対応記録票

この文書には，対応者名，対応した実施機関の職員名，対応日時，対応場所，対応した際の聞き取り内容等が記載されているが，非開示とされているのは，

(イ) 対応者の氏名（通報対象者の過去の勤務先の関係者）

(ロ) 対応場所（対応者に関連する場所）

(ハ) 通報対象者の氏名及び資格の登録番号

(ニ) 通報対象者の過去の勤務先の名称

(ホ) 実施機関が聞き取りをした対応者の発言・見解である。

これらのうち、実施機関が条例第8条第1項第2号に該当するとして非開示としたのは、上記(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(ホ)であるが、当該部分については、通報対象者の「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれのあるもの」と認められ、同号本文に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、非開示とすることが妥当である。

次に、実施機関が条例第8条第1項第3号に該当するとして非開示としたのは、上記(ロ)であるが、上記第2号該当性について述べたところにより、非開示とすることが妥当と認められるので、同項第3号の該当性は判断しない。

次に、実施機関が条例第8条第1項第7号に該当するとして非開示としたのは、上記(ホ)であるが、同様に上記第2号該当性について述べたところにより、非開示とすることが妥当と認められるので、同項第7号の該当性は判断しない。

ロ スケジュール帳

この文書は、通報対象者の過去の勤務先の関係者が所有しているスケジュール帳の一部であり、当該関係者個人の行動予定や当該勤務先の法人としての情報が記載され、実施機関は条例第8条第1項第2号及び第3号に該当するとして非開示としているが、行動予定については、通報対象者の過去の勤務先の関係者の「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれのあるもの」と認められ、第2号本文に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、非開示とすることが妥当である。また、通報対象者の過去の勤務先の法人としての情報は、当該法人の内部情報であり、「公開することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められる」ことから第3号本文に該当し、また、同号ただし書にも該当しないことから、非開示とすることが妥当である。

ハ 厚生労働省あてメール（案）

この文書は、実施機関の職員が厚生労働省担当者に対して、介護支援専門員実務研修の受講資格について確認をするためのメールであるが、

通報対象者の勤務先に関する情報が非開示とされている。実施機関は条例第8条第1項第2号に該当するとして非開示としているが、これについては、通報対象者の「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれのあるもの」と認められ、同号本文に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、非開示とすることが妥当である。

(9) 備忘録 ((8)に関する)

この文書は、上記(8)の文書を作成するためのメモ的な文書で、非開示部分の内容は、その実質において上記(8)イの非開示部分と重複していることから、判断は上記(8)で述べたとおり非開示とすることが妥当である。

(10)平成18年3月6日付け厚生労働省あてメール

この文書は、上記(8)ハの文書と同様のものであり、判断は上記(8)ハで述べたとおりである。

(11)平成18年3月6日付け厚生労働省からのメール (非開示部分なし)

(12)平成18年3月7日付け厚生労働省あてメール (非開示部分なし)

(13)平成18年3月10日付け厚生労働省からのメール (非開示部分なし)

(14)平成18年3月29日付け復命書及び添付資料

イ 復命書

この文書には、実施機関の出張者の役職・職員名、出張期間、出張目的、用務先、出張先での相談内容・相談結果、実施機関の対応に関する事項等が記載されているが、非開示とされているのは、

- (イ) 通報対象者の情報が含まれる相談先の弁護士の発言・見解
- (ロ) 上記(イ)以外の相談先の弁護士の発言・見解
- (ハ) 通報対象者の氏名
- (ニ) 通報対象者の過去の勤務先の関係者名及び関係者の状況
- (ホ) 通報対象者の証言内容
- (ヘ) 通報対象者の過去の勤務先の関係者の証言内容

(ト) 弁護士への相談内容

である。

これらのうち、実施機関が条例第8条第1項第2号に該当するとして非開示としたのは、上記(イ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(ヘ)であるが、当該部分については、通報対象者及び通報対象者の過去の勤務先の関係者の「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれのあるもの」と認められ、同号本文に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、非開示とすることが妥当である。

次に、実施機関が条例第8条第1項第7号に該当するとして非開示としたのは、上記(イ)、(ロ)、(ホ)、(ハ)及び(ト)であるが、(イ)、(ホ)及び(ハ)については、上記第2号該当性について述べたところにより、非開示とすることが妥当と認められるので、同項第7号の該当性は判断しない。(ロ)及び(ト)については、実施機関の調査結果を踏まえ、実施機関としての対応方針を検討する上で必要な法的な問題点等を、実施機関の顧問弁護士に対して伺ったもので、それに対する弁護士の発言・見解が記載されている。これらの情報は公開を予定しておらず、これを開示することにより、今後当該弁護士より個別具体の事案に関する率直な意見の提出を求めること、また、今後弁護士一般からの意見の提出を求めることも困難となるおそれがあり、今後の同種の事務事業の円滑な執行に支障が生じられると認められ、同号に該当することから、非開示とすることが妥当である。

ロ 平成18年3月6日付け厚生労働省からのメール（非開示部分なし）

ハ 平成18年3月6日付け厚生労働省あてメール

この文書は、上記(8)ハの文書と同様のものであり、判断は上記(8)ハで述べたとおりである。

ニ 平成18年3月10日付け厚生労働省からのメール（非開示部分なし）

ホ 平成18年3月7日付け厚生労働省あてメール（非開示部分なし）

ヘ 介護支援専門員の実務経験の疑義に係る対応に関する資料

この文書は，上記(6)イの文書に含まれている文書と同様のものであり，判断は上記(6)イで述べたとおりである。

ト 介護保険法施行令の抜粋資料（非開示部分なし）

チ 受験資格に関する資料（非開示部分なし）

リ 平成18年2月22日付け復命書

この文書は，上記(6)イの文書に含まれている文書と同様のものであり，判断は上記(6)イで述べたとおりである。

ヌ ファクシミリ送信票（非開示部分なし）

(15)平成18年3月30日付け部長説明資料

イ 相談事項に対する弁護士の見解及び今後の対応

この文書は，上記(14)イの文書に含まれている文書と同様のものであり，判断は上記(14)イで述べたとおりである。

ロ 介護支援専門員の実務経験の疑義に係る対応に関する資料

この文書は，上記(6)イの文書に含まれている文書と同様のものであり，判断は上記(6)イで述べたとおりである。

ハ 相談事項に対する弁護士の見解

この文書は，上記(6)イの文書に含まれている文書と同様のものであり，判断は上記(6)イで述べたとおりである。

ニ 介護保険法施行令の抜粋資料（非開示部分なし）

ホ 介護支援専門員の実務経験の疑義に係る対応に関する資料

この文書は，上記(14)イの文書に含まれている文書と同様のものであり，判断は上記(14)イで述べたとおりである。

ヘ 厚生労働省とのメールによる確認事項の資料

この文書の一部は，上記(8)ハの文書が含まれており，判断は上記(8)

八で述べたとおりである。

(16)平成18年4月4日対応記録票

この文書には、件名、対応日時、発信者名、受信者名、対応内容等が記載されているが、非開示とされているのは受信者欄及び対応内容欄に記載されている

- (イ) 通報者の氏名
- (ロ) 通報者の所属団体名
- (ハ) 通報対象者の氏名
- (ニ) 通報対象者の過去の勤務先の名称

これらのうち、実施機関が条例第8条第1項第2号に該当するとして非開示としたのは、上記(イ)、(ハ)及び(ニ)であるが、当該部分については、通報者及び通報対象者の「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれのあるもの」と認められ、同号本文に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、非開示とすることが妥当である。

次に、実施機関が条例第8条第1項第3号に該当するとして非開示としたのは、上記(ロ)であるが、今回の通報は通報者が所属している団体として実施機関に対し調査を申し入れており、団体として通報したことが公開されることにより、社会的評価が損なわれるおそれがあると認められ、同号本文に該当し、また、同号ただし書にも該当しないことから、非開示とすることが妥当である。

次に、実施機関が条例第8条第1項第7号に該当するとして非開示としたのは、上記(イ)及び(ロ)であるが、上記第2号及び第3号該当性について述べたところにより、非開示とすることが妥当と認められるので、同項第7号の該当性は判断しない。

(17)備忘録((16)に関する)

この文書は、上記(16)の文書を作成するためのメモ的な文書で、非開示部分の内容は、その実質において上記(16)の非開示部分と重複していることから、判断は上記(16)で述べたとおり非開示とすることが妥当である。

4 結論

以上1から3を十分に踏まえ、実施機関が部分開示とした決定については

妥当である。

第6 審査会の経過

当審査会における処理経過は、別表1のとおりである。

別紙 1

審査会の処理経過

年	月	日	処 理 内 容
18	7	18	諮問を受けた。(諮問第179号)
18	8	21	異議申立人からの意見書を受理した。
19	5	18	事案の審議を行った。 (第246回審査会)
19	6	4	事案の審議を行った。 (第247回審査会)
19	6	22	事案の審議を行った。 (第248回審査会)
19	7	11	事案の審議を行った。 (第249回審査会)
19	7	27	事案の審議を行った。 (第250回審査会)
19	8	28	諮問実施機関からの補充の理由説明書を受理した。
19	8	29	事案の審議を行った。 (第251回審査会)
19	9	11	事案の審議を行った。 (第252回審査会)
19	9	21	異議申立人からの意見書を受理した。
19	9	25	事案の審議を行った。 (第253回審査会)
19	11	27	事案の審議を行った。 (第256回審査会)
19	12	21	事案の審議を行った。 (第257回審査会)
20	1	22	事案の審議を行った。 (第258回審査会)
20	2	12	事案の審議を行った。 (第259回審査会)
20	3	4	事案の審議を行った。 (第260回審査会)

(参 考)

宮城県情報公開審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	現 職	備 考
石 井 彦 壽	学識経験者	
大 葉 由 佳	情報公開制度を理解する者	
木 下 淑 恵	学識経験者	会長職務代理者
武 田 貴 志	法律家	会長
馬 場 亨	法律家	

（平成20年3月25日現在）